

# 酒々井町

## 新型コロナウイルスワクチン接種

### 実施計画

(第7版)

令和4年4月30日 (一部改訂)

初版	令和3年	4月30日	策定
第2版	令和3年	5月31日	改訂
第3版	令和3年	6月30日	改訂
第4版	令和3年	7月30日	改訂
第5版	令和3年	11月30日	改訂
第6版	令和3年	12月28日	改訂

## 1 概要

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、酒々井町に住民票を有する町民（以下「住民」という。）の生命及び健康を守るため、その対策に取り組み、合わせて社会経済活動とその両立を図っていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、国の主導的役割、県の広域的視点による町支援の役割、住民に身近な町の役割と、それぞれの立場に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、必要なワクチンが確保できた際に、当該感染症のまん延予防のため、国が示す新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き等を踏まえ、酒々井町三師会（医師部会）の協力を受け、町が実施主体として、円滑な接種を実施していくことができるよう、住民接種における基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制等を明確にすることにより、円滑な予防接種を行うことを目的とする。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 2 基本的な考え方

住民接種の実施計画策定にあたり、以下の点に留意すること。

- ①実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、酒々井町三師会（医師部会）や医療機関等と十分協議する。
- ②住民接種の対象者が他の患者から感染を受けないよう、接種医療機関及び接種施設、個々の予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。
- ③原則、町内の医療機関で接種を受けることとするが、医療機関における3つの密や感染者との接触を回避するため、町が設置する集団接種会場の運用なども含めて計画する。
- ④新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないように必要な医療体制を維持する。

## 3 対象者

### （1）対象者の範囲

- ①酒々井町において、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。
- ②「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）に基づく、いわゆる「薬事承認」において接種の対象にならない者は、接種の対象から除外される。
- ③新型コロナワクチンの接種当日に、戸籍または住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていない、やむを得ない事情があると町長が認める者についても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。

## (2) 接種順位

新型コロナワクチン接種は、当面、接種できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととなるが、このような接種順位については、今後見直されることがある。

- ①医療従事者等
- ②高齢者（令和3年度中に65歳以上に達する者）
- ③基礎疾患を有する者
- ④高齢者施設等の従事者

市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当内施設内の入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないこととし、その際は、ワクチン流通単位の観点から効率性に留意することとする。

- ⑤60～64歳の者
- ⑥上記以外の12歳以上の者

## (3) 接種対象者の概数

接種順位の対象者数の算定は以下のとおりとする。当町の総人口は令和3年4月1日現在、20,528人として算出した。

区 分	対象者の詳細等	対象者数
医療従事者等	総人口の3%	615人
高齢者	令和3年4月1日時点の住民基本台帳の65歳以上の者＋本年度中に65歳に到達する（現64歳）者	6,898人
基礎疾患を有する者	総人口の8.2%（20歳～64歳）	1,683人
高齢者施設等の従事者	総人口の1.6%	328人
60～64歳の者	令和3年4月1日時点の住民基本台帳の59歳～63歳人口	1,018人
上記以外の12歳以上の者	総人口から、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者、及び対象とならない11歳未満を除いた人数	8,671人

※このほか、一定の要件を満たす場合、町内に住所を有しない人も接種することができる。

※対象者が「16歳以上」から「12歳以上」に変更（第2版改訂）

#### (4) 接種想定数

町全体の1回目の接種者数は令和3年11月28日現在、17,127人(医療従事者等を含む。)、令和3年1月1日現在の総人口(住民基本台帳登録)に対して、接種率は82.90%、2回目の接種者数は16,861人の81.62%となっている。65歳以上においては、1回目接種率が94.17%、2回目接種率が93.65%となっており、想定していた接種率80%を大きく上回っている。

このことから、追加接種についても、1回目と同程度の接種者数が想定される。

(接種者数：国のワクチン接種記録システム(VRS)に登録された数)

### 4 接種体制の構築

#### (1) 実施期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日(厚生労働大臣の指示による期間)高齢者への接種については、令和3年5月以降になることが見込まれている。

(4月26日の週に供給されるワクチン1箱については、国が示す優先順位を踏まえ、ワクチン供給量を勘案し、さらに、クラスターの発生を抑制するため「病院」及び「特別養護老人ホーム」へ入院等している高齢者を優先して接種を行う。)

#### (2) 実務体制の確保

新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人数の想定、人員リストの作成など、業務の内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種券等の封入作業など外部委託できる業務は積極的に委託し、業務負担の軽減を行う。

#### (3) コールセンターの設置

令和3年3月15日から酒々井町保健センター内に、酒々井町コロナワクチンコールセンター(以下「コールセンター」という。)を設置し、住民からの接種券に関することや接種の方法等に関する問い合わせに対応する。

コールセンターには、委託職員等を4人配置し、電話回線を4本有し、平日(年末年始を除く。)の9時から17時まで運用する。

なお、集団接種の終了、及びコールセンターへの問い合わせ等の件数を踏まえ、令和3年9月1日から電話回線を2回線とし委託職員等を2人体制に変更した。

令和4年2月から追加接種等に関する問い合わせに対応するため、電話回線を4回線としコールセンターの委託職員を4人体制に戻した。

#### (4) 接種会場の設置

接種会場は、町内の医療機関及び医療機関以外の会場で町が設置する集団接種会場とする。

##### ①医療機関

町内の医療機関のうち、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。接種に必要な備品等は、医療機関が準備するものとする。

## ②集団接種会場

町が医療機関以外で集団接種を行うために設置する会場とし、業務委託にて実施する。

接種会場については、受付から退出まで可能な限り一方通行とし、密にならないよう考慮する。

## (5) 在宅療養者に対する接種体制の確保

在宅療養中の方で、接種医がいない、又は医療機関への移動が困難であるなどの理由で、新型コロナワクチンを接種することが難しい方に対して、町が委託した接種医が自宅等を訪問してワクチン接種を行う。

町は、接種医に対し、接種者数に応じて委託料を支払う。

## (6) 対象者への周知及び接種券の送付について

町から対象者には、接種券とともにワクチンに関する説明、接種に関する「お知らせ」等を郵送し周知に努める。

高齢者への接種券は令和3年4月20日（火）に発送

## (7) 接種券等の段階的な発送

①高齢者へのワクチン接種の実施に当たり、医療機関への予約や問い合わせの集中を避けるため、年齢の高い方から、順次、予診票、その説明文及び町内医療機関での予約開始の案内を送付する。65歳以上の対象者に対し、6区分で発送する。

②12歳以上64歳以下の方については、高齢者へのワクチン接種が順調に進んでいること、さらに、大規模接種会場や職場での接種を予定されている方が多いことから、接種券の発送を前倒しする。ただし、町内の医療機関における予約の集中を避けるため、年齢に応じ6区分で予約開始とする。なお、12歳になる方は、年齢到達後に、順次発送する。

③早期にワクチン接種が必要な方への優先送付

次の項目に該当する方には、接種券、予診票及び説明文を早期に送付する。

- ・基礎疾患のある方で、医師から早期の接種を勧められた方
- ・高齢者施設等従事者
- ・その他早期に接種が必要な方

コールセンターで申込みの受付を行う。

## (8) 予約方法

### ①個別接種

町内の医療機関での個別接種を希望する者は、直接接種実施医療機関へ申し込むものとする。

### ②集団接種

医療機関以外での集団接種を希望する者は、接種券の発送に同封されている「集団接種申込書」に必要事項を記入し、返信用封筒にて申し込むものとする。

町は、ワクチンの供給状況を鑑み、接種の日時を指定し、申込者へ通知する。

### ③在宅接種

在宅での接種を希望する者は、コールセンターへ連絡のうえ申し込むものとする。町は本人の了解を得たうえで、希望者の情報を委託医療機関へ提供、併せて在宅における接種を依頼する。

## (9) 接種体制

ワクチンは、ファイザー株式会社が令和3年2月14日に法第14条の承認を受けた「ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)」及び武田薬品工業株式会社が令和3年5月21日に法第14条の承認を受けた「武田/モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)」を使用する。(第6版改訂)

### ①個別接種の先行開始

高齢者は、定期的に診療を受けている者が多い状況である。

定期的に診療を受けている者は、感染症に罹患すると重症化しやすい場合もあり、接種時にも注意が必要となる。そのため、予診に重点を置き、安全に安心して接種を受けられるよう医療機関での個別接種とする。

また、できるだけ早く接種を受けられるよう医療機関での個別接種の日程を集団接種より先に設定した。

### ②高齢者向け接種の前倒し

国の要請を受け、新型コロナワクチンの高齢者向け接種を7月末完了へ前倒しするため、町内の医療機関の協力を得て、1日当たりのワクチン接種者受入数を増やし接種体制の確保を図る。

### ③医療機関での個別接種

- ・接種開始時期：令和3年5月24日(月)(高齢者から)
- ・協力医療機関

医療機関名	所在地
まえた医院	東酒々井1-1-77
しすい整形クリニック	中央台2-1-6 酒々井西駅前ビル
酒々井虎の門クリニック	飯積2-8-9
千葉しすい病院	上岩橋1160-2
しすいホームクリニック	中央台1-28-1

※接種可能見込数：2,026回/週(月8,104回)

④町が設置する集団接種

- ・実施期間：令和3年6月15日から令和3年8月20日
- ・実施施設：プリミエール酒々井
- ・接種人数：1回目1,716人、2回目1,679人

⑤在宅での個別接種

- ・接種開始時期：令和3年6月上旬
- ・協力医療機関：しすいホームクリニック
- ・接種予定人数：200人

⑥基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者（以下「基礎疾患を有する者等」という。）への接種体制の確保

基礎疾患を有する者等への接種については、先行予約期間の設定などにより、基礎疾患を有する者が優先的に接種できる機会を設ける。この場合、速やかに住民に周知を図る。

(10) 予防接種への同意

①予診票

予診票については、国が示す様式を使用する。

・高齢者

集団接種申込者には、接種日を指定した通知に同封するものとし、それ以外の方には、町内医療機関における個別接種予約開始の案内通知に同封して送付する。

・12歳以上64歳以下

新型コロナワクチン接種券と案内通知に同封し送付する。

また、予診票は、接種場所となる実施医療機関及び集団接種会場にも設置しておく。

②接種不相当者及び予防接種要注意者

予診の結果、37.5℃以上の明らかな発熱が認められる等の異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者、又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

③対象者の本人確認

接種実施医療機関等は、接種を受ける者の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名等と本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証又は健康保険証等）の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。

④16歳未満への予防接種

接種対象である16歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の

同伴が必要であること。ただし、中学生以上の被接種者に限り、当日の受付時に、接種することについての保護者の同意を予診票上の保護者の自署欄にて確認できたときは、保護者の同伴を要しないことができるものとする。

⑤副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチン接種対象者又はその保護者がその内容を理解しうるよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

(11) 接種後の経過観察

接種が終わった後、アナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも15分間は被接種者の状態を観察することとする。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後30分程度、状態の観察をすることとする。

(12) 副反応等に対する対応

ワクチン接種では、接種部位の疼痛や発熱などの副反応が起こることがあり、稀にアナフィラキシー等の重大な副反応が発生することもあると予想される。

このため、副反応が発生した場合の対応として、会場内に必要な薬剤や物品を確保するほか、集団接種の日時や会場、さらに、町内の医療機関における個別接種の日程等について、「佐倉市八街市酒々井町消防組合 酒々井消防署」と事前に情報を共有し、救急搬送等に関する体制の確保を図る。

(13) 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンを接種したことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を町が受け付け、国が接種による健康被害と認定した際は、救済給付を行う。

(14) 他の予防接種との関係

新型コロナワクチンの接種前及び接種後に、他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこと。

(15) 住民への情報提供、相談受付

町は、住民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種機関、接種場所などの情報を町の広報紙やホームページ等で積極的に提供するとともに、「コールセンター」を設置し、問い合わせに対応するものとする。

なお、専門的相談対応は千葉県が担うことから、千葉県と連携し対応する。

酒々井町コロナワクチンコールセンター 043-496-5670

千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口

03-6412-9326

#### (16) 予防接種証明書

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）は、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）附則第18条の2に基づいて、町が住民に対して実施した予防接種の記録等について、接種者からの申請に基づき、町で実施した接種のみの接種証明書を交付するものとする。

##### ①対象となる方

接種日時時点で、町に住民登録があり、予防接種済証とは別に予防接種を受けたことを証する書類が必要な方

##### ②証明内容

接種証明書には、新型コロナウイルスワクチンの接種記録（ワクチンの種類、接種年月日など）と接種者に関する事項（氏名、生年月日、旅券番号など）、二次元コードを記載する。

##### ③発行手続き

[紙媒体]

- ・窓口又は郵送で申請

[電子版]

- ・電子申請（ワクチン接種証明書アプリ）

##### ④実施時期

- ・紙媒体は令和3年7月26日（月）から受付開始
- ・電子版（スマートフォン上のアプリによる二次元コード付き接種証明書及び紙の二次元コード付き接種証明書）については、令和3年12月20日（月）から受付開始

#### (17) 交互相種への対応

ワクチン接種は、1回目と2回目は同一のワクチンを接種することが原則となっているが、以下の場合、一定の要件のもと交互相種を行うことができるものとする。

①1回目のワクチン接種後に重篤な副反応が生じたため、2回目に1回目と異なるワクチン接種を受ける場合

②1回目と2回目に同一のワクチンを受けることが困難な場合

交互相種を行う際の接種間隔は、1回目の接種から27日以上の間隔をおくこととする。

## (18) 接種記録等の情報管理

町は、住民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、電子データに登録し、5年間保存すること。

## 5 追加接種

**概要** 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和3年2月から新型コロナワクチンの接種が進められているところ、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加（3回目）接種（以下「追加接種」という。）を行う必要があり、その実施時期は2回目接種から概ね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示された。

この度、令和3年11月16日に「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第178号）が公布されるなど、関係法令等が改正され、同年12月1日から追加接種を開始することになった。

また、令和4年3月25日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部が改正され、12歳から17歳までのファイザー社ワクチンによる追加接種が適用された。

町では、国の方針に基づき、住所地で接種を受けられるよう接種体制を確保する。

なお、本計画は、現時点の内容であり、今後の国・県の方針やワクチンの薬事承認等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

### (1) 実施期間

追加接種の実施期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日までとする。

### (2) 対象者

追加接種については、1回目、2回目接種（以下「初回接種」という。）の完了から原則8か月以上経過した、町の住民基本台帳に登録されている18歳以上の希望者を対象とする。

### (3) 接種間隔

初回接種の完了から原則8か月以上の間隔をおいて、1回接種すること。

「8か月以上の間隔をおいて」とは、2回目接種を行った日から8か月後の同日、8か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から追加接種が可能となる。

なお、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく追加接種の間隔は、接種対象となる方の優先度やワクチンの供

給量等に応じて、できる限り前倒しで実施する。

- ①医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等（重症化リスクが高い入所者が多い高齢者施設等の入所者・従事者、通所サービス事業所の利用者・従事者、病院・有床診療所の入院患者）

予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第8条第1項の規定に基づき、初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて追加接種を受けることができる。

- ②その他の高齢者

上記①以外の高齢者については、令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を受けることができる。

なお、国が示す接種の前倒し方針に沿って、全ての対象者が初回接種完了から6か月経過後に接種が受けられるよう、令和4年2月から段階的に準備を進める。

#### （4）ワクチンの種類

追加接種は、初回接種で使用したワクチンの種類にかかわらず、当面、薬事承認されているファイザー社製のワクチンを使用する。

令和3年12月17日から、武田／モデルナ社製のワクチンを追加接種の対象に加える。

#### （5）実施体制の確保

- ①接種体制の確保

追加接種は、町内の協力医療機関（本実施計画4（9）③）と協議し、医療機関で受ける個別接種として実施する。

- ②接種券等の発送

新型コロナワクチンの追加接種対象者に対し、接種実施医療機関等が町の接種対象者であること及び初回接種が完了していることを確認できる「接種券一体型予診票」を発行し、追加接種の案内や接種済証とともに対象者に送付する。

- ③発送時期

2回目接種完了から8か月以上経過した者に、接種券等を同封した個別通知を順次発送する。

ただし、前倒し接種対象者には、準備が整い次第できるだけ早期に発送できるよう努める。

#### （6）12歳から17歳までの追加接種

- ①対象者

接種を受ける日において、12歳から17歳の方で、初回接種から6か月以上経過した希望者を対象とする。

## ②ワクチンの種類

ファイザー社ワクチンを使用する。

## ③接種体制の確保

町内の医療機関と協議し、医療機関で受ける個別接種として実施する。

・協力医療機関

医療機関名	所在地
まえだ医院	東酒々井 1-1-77
しすい整形クリニック	中央台 2-1-6 酒々井西駅前ビル
酒々井虎の門クリニック	飯積 2-8-9

※まえだ医院は、5月中旬接種開始予定

## ④接種券等の発送時期

令和4年4月12日（火）に発送

## ⑤その他定めのないものについては、本項に基づき実施する。

## (7) その他

追加接種を円滑に行うため、この項に掲げるもののほか、国が示している「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」及び本実施計画に基づき接種体制を構築する。

## 6 小児（5歳から11歳）接種

概要 令和4年2月21日付けで予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）、予防接種実施規則及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部が改正され、5歳以上の者が新型コロナワクチン接種の対象者となったことから、小児への接種を実施する。

### (1) 実施期間

小児接種への実施期間は、令和4年2月21日から令和4年9月30日までとする。

### (2) 対象者

接種を受ける日において、町の住民基本台帳に記録されている5歳以上11歳以下の希望者を対象とする。

令和4年1月1日現在の対象者数 934人

### (3) 接種間隔

原則20日間の間隔をおいて2回接種する。

(4) ワクチンの種類

ワクチンは、ファイザー株式会社が令和4年1月21日に法第14条の承認を受けた「5～11歳用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)」を使用する。

(5) 実施体制の確保

①接種体制の確保

小児接種は、町内の医療機関と協議し、医療機関で受ける個別接種として実施する。

・協力医療機関

医療機関名	所在地
まえた医院	東酒々井1-1-77
酒々井虎の門クリニック	飯積2-8-9

②接種券等の発送

小児接種対象者に対し、町の接種対象者であることを確認できる「接種券一体型予診票」を発行し送付する。

③発送時期

令和4年3月15日(火)に発送。なお、基礎疾患のある小児については、申請により早期に交付する。

令和4年4月20日以降に5歳を迎える小児については、年齢到達後順次発送する。

(6) その他

小児接種を円滑に行うため、この項に掲げるもののほか、国が示している「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」及び本実施計画に基づき接種体制を構築する。